

## 社会福祉法人 ヴェルファアーデン 役員報酬規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ヴェルファアーデンの役員に報酬を支給する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 理事長、理事、監事及び評議員（以下「役員」という。）については役員報酬を支給することができる。ただし、財政状況によっては、支給しない場合もある。

(報酬支給の対象となる役員の職務)

第 3 条 役員報酬を支給することのできる役員の職務は、次のとおりとする。

- 1 理事長にあつては、次の専決決裁事項に係る職務とする。
  - (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免及び給与の格付、並びに賞与に関すること。
  - (2) 職員の労務管理・福利厚生に関すること。
  - (3) 債権の免除のうち、処分が法人に有利であると認められるもの。その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
  - (4) 設備資金の借入に係る契約で予算の範囲以内のもの。
  - (5) 建設工事請負、物品納入等の契約で1件の取引額が250万円未満のもの。
  - (6) 基本財産以外の固定資産及び物品の取得及び改良するための支出（10万円以上）及び処分
  - (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えない物品の売却又は廃棄
  - (8) 業務委託契約、リース契約、単価契約に関すること。
  - (9) 予算決算の調整に関すること。
  - (10) 運営資金の借入に関すること。
  - (11) 入所者・利用者の処遇に関すること。
  - (12) 寄附金の受け入れに関すること。
  - (13) 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること。
  - (14) 施設長の職務専念義務の免除、服務に関すること。
  - (15) 各種証明書の交付に関すること。
  - (16) 理事会又は評議員会の定例会、臨時会等の召集を行うこと。
  - (17) 消防・防災計画、訓練に関すること。
  - (18) 損害賠償に関すること。
  - (19) その他法人の業務に関して重要と認められる事項。
- 2 理事にあつては、次の議決事項に係る職務とする。
  - (1) 事業計画及び予算。
  - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (3) 事業計画及び決算
  - (4) 定款変更
  - (5) 社会福祉施設の許認可等関係
  - (6) 施設長の任免その他の重要な人事
  - (7) 基本財産の処分、担保提供等
  - (8) 金銭の借入
  - (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
  - (10) 施設の運営に関する規則の制定及び変更
  - (11) 施設用財産に関する契約その他主要の契約
  - (12) 寄附金の募集に関する事項
  - (13) 合併、解散又は解散した場合における残余財産の帰属者の選定
  - (14) その他法人の業務に関する重要事項
- 3 監事にあつては、次の監査実施等に係る職務とする。
  - (1) 定款に規定する決算監査
  - (2) 法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に実施する監査

- (3) 社会福祉法に基づく指導検査及び介護保険法に基づく実地指導の立会い。  
理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況について実施する監査
  - (4) 毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び群馬県知事に報告すること。
  - (5) 必要があると認めるとき、理事会に出席して意見を述べること。
- 4 評議員にあつては、次の審議事項に係る職務とする。
- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
  - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (3) 定款変更
  - (4) 合併
  - (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ)
  - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
  - (7) 寄附金の募集に関する事項
  - (8) 施設長の任免その他の重要な人事
  - (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
  - (10) 施設の運営に関する規則の制定及び変更
  - (11) その他、法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

(役員報酬の額)

第 4 条 役員報酬は日額とし、その額は別表 1 に定めるところにより支給する。

(役員報酬の支給対象時間)

第 5 条 役員報酬は、決裁、議決、監査又は審議に要した時間が 1 日につき 1 時間を超えた場合に限り支給するものとする。

(役員報酬の併給の禁止)

第 6 条 役員報酬の支給対象となる職務を行った場合、その職務につき他の役員としても報酬が支給されるときは、一の役員報酬のみ支給する。

2 常勤役員又は職員が役員報酬の支給対象となる職務を行っても役員報酬は支給しない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(別表1)  
役員報酬の支給日額表

役員	支給対象時間		
	1時間未満	1時間以上4時間未満	4時間以上
理事長	5,000円	10,000円	15,000円
理事	5,000円	10,000円	15,000円
監事 (理事会出席のみの場合)	5,000円	10,000円	15,000円
第3条第3項 の1, 2, 3		20,000円	30,000円
評議員	5,000円	10,000円	15,000円